

# 令和 7 年第 21 回 (10 月) 上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 23 日 (木) 午後 5 時 30 分
- 2 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
- 3 協議事項

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の巡回について
- 4 報告事項
  - 報告 1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の利用状況について
  - 報告 2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について
  - 報告 3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
  - 報告 4 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
  - 報告 5 専決処分した内容について
- 5 その他

次回以降の選挙管理委員会開催等について

※ 臨時会終了後、選挙長事務打合せ等

- 1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじの実施
- 2 協議事項
  - 協議 1 上越市長選挙における選挙立会人の決定について
  - 協議 2 上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人の決定について
  - 協議 3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人との開票等事務打合せ会の開催について

令和 6 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 佳作 「選挙は明日への架け橋 すてきな未来へ」 上杉小学校 4 年 加藤 想基 さん
----------------------------------------------------------------------

## 協議 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の巡回について

令和7年10月26日執行の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙において開設する投票所の管理運営状況を確認するため、別紙1のとおり各委員による当日投票所の巡回を実施してよいか協議する。

### 報告1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の利用状況について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の利用状況について、別紙2のとおり報告する。

### 報告2 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における違反の疑いのあるポスターの対応について

#### 違反の疑いのある文書の通報

- ・ポスター 上越警察署管内、妙高警察署管内共になし

### 報告3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり変更したことを報告する。

区分	変更	月日	投票所名	所属	氏名	変更日
職務代理者	新	10月23日	安塚区総合事務所	安塚区総合事務所	鷺津 史也	10月20日
	旧			安塚区総合事務所	岩崎 賢恵	
	新	10月23日	頸城区総合事務所 プラザ	頸城区総合事務所	竹田 貞正	
	旧			頸城区総合事務所	石田 勝幸	

	新	10月23日	清里コミュニティ プラザ	清里区総合事務所	丸山 隆	
	旧			清里区総合事務所	上原 一夫	
投票管理者	新	10月21日	三和コミュニティ プラザ	三和区総合事務所	村山 巧	10月20日
	旧			三和区総合事務所	羽深 元子	
	新	10月23日	清里コミュニティ プラザ	清里区総合事務所	上原 一夫	
	旧			清里区総合事務所	増田 洋	

#### 報告4 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり変更したことを報告する。

区分	変更	月日	投票所名	所属	氏名	変更日
職務代理人	新	10月26日	(浦川原区第3投票区) 浦川原里山地域活性化センター	浦川原区総合事務所	小嶋 武	10月7日
	旧			こども家庭センター	杉田 一彦	

#### 報告5 専決処分した内容について

告示番号	告示日	件名
94	令和7年10月20日	令和7年第24回(10月)選挙管理委員会臨時会の開催について
95	令和7年10月20日	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について
96	令和7年10月20日	上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任について

**令和 7 年 10 月 26 日執行  
上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙  
選挙立会人の決定について**

**1 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人の決定について**

選挙立会人となるべき者として候補者から届出のあった者

別紙 1、2 のとおり

※ 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙とも、届出のあった者が 10 人を超えず、また同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかるものが 2 人を超えないため、くじは行わない。

**協議 1 上越市長選挙における選挙立会人の決定について**

令和 7 年 10 月 26 日執行の上越市長選挙における選挙立会人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において読み替えて準用される同法第 62 条の規定により、別紙 1 のとおり決定してよいか協議する。

(10 月 23 日通知予定)

**協議 2 上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人の決定について**

令和 7 年 10 月 26 日執行の上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において読み替えて準用される同法第 62 条の規定により、別紙 2 のとおり決定してよいか協議する。

(10 月 23 日通知予定)

協議3 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙立会人との開票等事務打合せ会の開催について

上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の開票作業を公平・公正かつ円滑に行うため、次のとおり選挙立会人との開票等事務打合せ会を開催してよいか協議する。

1 日 時 令和7年10月26日（日）午後7時30分から

2 場 所 リージョンプラザ上越 1階 会議室

3 内容等 当日配布資料（別添資料）のとおり